

貸与備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																			
株式会社 大阪国際会議場 府民文化部 都市魅力創造局企画・観光課	<p>1 府からの貸与備品等について 株式会社大阪国際会議場（以下「会議場」という。）は、指定管理業務の実施に当たり、府から備品等の無償貸与を受けている。 大阪府立国際会議場管理運営業務契約書（以下「契約書」という。）第10条において、府から貸与された備品等（以下「貸与備品等」という。）の取扱いに関する善管注意義務の規定が設けられている。また、仕様書では、会議場は前年度末時点の貸与備品等の収納数量等がわかる一覧表を府に提出することになっており、「国際会議場物品一覧」（以下「一覧」という。）が作成され府に提出されている。</p> <p>2 貸与備品等の管理に関する問題点 (1) 会議場は、貸与備品等の管理に関して具体的なルールを定めておらず、定期的な現物確認を行っていなかった。 (2) 下記の物品について会議場は、不用となっているにもかかわらず、府に報告せず保管していた。</p> <table border="1" data-bbox="424 997 1558 1115"> <thead> <tr> <th>物品番号</th> <th>整理番号</th> <th>種別</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td></td> <td>重要物品</td> <td>ビデオプロジェクターシステム</td> <td>1</td> <td>14,700,000</td> </tr> <tr> <td>169</td> <td>396</td> <td>重要物品</td> <td>自動食券販売機システム</td> <td>1</td> <td>2,614,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 会議場が購入した備品等は府に寄付することになっているが、当該一覧では府に寄附した備品について記載されていなかった。 また、当該一覧には、府の物品番号は記載されていないため、現物確認を行う際に、貸与備品に貼付されている備品ラベルに記載されている物品番号と照合することができない。</p> <p>(4) 抽出により貸与備品等を実査したところ、物品番号の表示のない旧式の府の備品ラベルを貼付していたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="424 1501 1670 1770"> <thead> <tr> <th>物品番号</th> <th>整理番号</th> <th>種別</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価（円）</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>254</td> <td>重要物品</td> <td>コンサートグランドピアノ</td> <td>1</td> <td>6,485,850</td> <td>6,485,850</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>254</td> <td>備品</td> <td>アップライトピアノ</td> <td>1</td> <td>654,150</td> <td>654,150</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>275-1</td> <td>備品</td> <td>アームソファ</td> <td>56</td> <td>387,188</td> <td>21,682,528</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>275-2</td> <td>備品</td> <td>ラウンジテーブル</td> <td>14</td> <td>315,000</td> <td>4,410,000</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>278-4</td> <td>備品</td> <td>受付椅子</td> <td>4</td> <td>193,200</td> <td>772,800</td> </tr> <tr> <td>218</td> <td>348-1</td> <td>重要物品</td> <td>電気式ステキテーブル</td> <td>2</td> <td>1,189,650</td> <td>2,379,300</td> </tr> </tbody> </table>	物品番号	整理番号	種別	品名	数量	単価（円）	10		重要物品	ビデオプロジェクターシステム	1	14,700,000	169	396	重要物品	自動食券販売機システム	1	2,614,500	物品番号	整理番号	種別	品名	数量	単価（円）	金額（円）	4	254	重要物品	コンサートグランドピアノ	1	6,485,850	6,485,850	5	254	備品	アップライトピアノ	1	654,150	654,150	61	275-1	備品	アームソファ	56	387,188	21,682,528	62	275-2	備品	ラウンジテーブル	14	315,000	4,410,000	72	278-4	備品	受付椅子	4	193,200	772,800	218	348-1	重要物品	電気式ステキテーブル	2	1,189,650	2,379,300	<p>府からの貸与備品等に関し、下記対応を行い、適正な管理を行われたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議場は、府と協議の上、貸与備品等の取扱いに関する具体的なルールを整備し、定期的に現物確認を行うこと。 2 会議場は、不用となった貸与備品等に関しては府と協議の上、速やかに処分すること。 3 会議場は、一覧に物品番号を記載した上で、当該一覧と現物の相違等については早急に訂正を行うこと。 4 府は、備品ラベルに府の物品番号等を記載し、現物と府の備品出納簿が一致しているか確認すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府国際会議場管理運営業務契約書】 (備品等の取扱い) 第10条 甲（大阪府）は、乙（株式会社大阪国際会議場）が管理運営業務を円滑に遂行できるよう、甲が所有する、別記1「管理運営業務仕様書」に示す備品等を会議場において無償で乙に利用させるものとする。 2 乙は、常に善良たる管理者の注意をもって、管理運営業務を履行するものとする。</p> <p>【大阪府財務規則】 第74条 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> </div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管課と指定管理者間において、貸与備品等の取扱いに関する具体的なルールを整備した。今後、定期的な現物確認を実施する。 2 不用となった貸与備品等については、所管課と協議を行い、処分することとした。 3 物品番号を記載した当該一覧と現物に相違等がないことを確認した。 4 現物と府の備品出納簿が一致していることを確認し、物品番号等が記載されている備品ラベルを貼り直した。
物品番号	整理番号	種別	品名	数量	単価（円）																																																																	
10		重要物品	ビデオプロジェクターシステム	1	14,700,000																																																																	
169	396	重要物品	自動食券販売機システム	1	2,614,500																																																																	
物品番号	整理番号	種別	品名	数量	単価（円）	金額（円）																																																																
4	254	重要物品	コンサートグランドピアノ	1	6,485,850	6,485,850																																																																
5	254	備品	アップライトピアノ	1	654,150	654,150																																																																
61	275-1	備品	アームソファ	56	387,188	21,682,528																																																																
62	275-2	備品	ラウンジテーブル	14	315,000	4,410,000																																																																
72	278-4	備品	受付椅子	4	193,200	772,800																																																																
218	348-1	重要物品	電気式ステキテーブル	2	1,189,650	2,379,300																																																																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月24日から同月25日まで）